

3月10日（月）

# 平成 26 年 3 月 10 日 ( 月 曜 日 )

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (37 名)

2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
4 番	凶 師 博 規	( 同 )
5 番	西 村 賢	( 同 )
6 番	黒 木 正 一	(自由民主党)
7 番	内 村 仁 子	( 同 )
8 番	岩 下 斌 彦	( 同 )
9 番	後 藤 哲 朗	( 同 )
10 番	右 松 隆 央	( 同 )
11 番	二 見 康 之	( 同 )
12 番	清 山 知 憲	( 同 )
13 番	福 田 作 弥	( 同 )
14 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
15 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
16 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
17 番	田 口 雄 二	( 同 )
18 番	高 橋 透	( 同 )
20 番	蓬 原 正 三	(自由民主党)
21 番	井 本 英 雄	( 同 )
22 番	中 野 一 則	( 同 )
23 番	中 野 廣 明	( 同 )
24 番	横 田 照 夫	( 同 )
25 番	十 屋 幸 平	( 同 )
26 番	山 下 博 三	( 同 )
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	井 上 紀代子	( 同 )
31 番	鳥 飼 謙 二	( 同 )
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
33 番	松 村 悟 郎	( 同 )
34 番	押 川 修一郎	( 同 )
35 番	宮 原 義 久	( 同 )
36 番	外 山 三 博	( 同 )
37 番	坂 口 博 美	( 同 )
38 番	中 村 幸 一	( 同 )
39 番	丸 山 裕次郎	( 同 )

## 欠席議員 (1 名)

19 番	星 原 透	(自由民主党)
------	-------	---------

## 地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	土 持 正 弘
総 務 部 長	四 本 孝
危 機 管 理 統 括 監	橋 本 憲 次 郎
福 祉 保 健 部 長	佐 藤 健 司
環 境 森 林 部 長	堀 野 誠
商 工 観 光 労 働 部 長	茂 雄 二
農 政 水 産 部 長	緒 方 文 彦
県 土 整 備 部 長	大 田 原 宣 治
会 計 管 理 者	梅 原 誠 史
企 業 局 長	濱 砂 公 一
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	福 田 直 子
教 育 委 員 長	齊 藤 和 子
教 育 長	飛 田 洋 子
公 安 委 員 長	藤 田 紀 子
警 察 本 部 長	白 川 靖 浩
代 表 監 査 委 員	宮 本 尊
人 事 委 員 長	村 社 秀 継

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	田 原 新 一
事務局次長兼総務課長	山 内 武 則
議 事 課 長	福 嶋 幸 徳
政 策 調 査 課 長	佐 野 詔 藏
議 事 課 長 補 佐	内 野 浩 一 朗
議 事 担 当 主 幹	伊 豆 雅 広
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

◎ 常任委員長審査結果報告（議案第60号から第81号まで）

○福田作弥議長 ただいまの出席議員36名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、平成25年度補正予算関係議案についての常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

議案第60号から第81号までの各号議案を一括議題といたします。

ただいまから常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、内村仁子委員長。

○内村仁子議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第60号外4件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成25年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）についてであります。

この補正は、経済対策に伴う国の平成25年度補正予算（第1号）の成立及び公共事業費等の国庫補助の決定に伴うもの、その他必要とする経費について措置するものであり、補正額は82億5,100万円余の増額となっております。

歳入財源の主なものとしては、県税が27億4,000万円、国庫支出金が125億1,100万円余の増額となる一方、諸収入が31億3,800万円余、県債が47億5,800万円余の減額となっております。

このうち、総合政策部所管の補正予算は、一

般会計で4億6,100万円余、特別会計で1,400万円余の減額補正であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は138億800万円余となります。

また、総務部所管の補正予算は、一般会計で356億6,900万円余の増額、特別会計で8億2,200万円余の減額補正であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,808億1,600万円余となります。

このうち、フードビジネス地域経済循環創造事業についてであります。

この事業は、地域の資源と地域金融機関からの融資をもとに、地域活性化に資する事業に取り組むフードビジネス関連企業の初期投資費用を補助することにより、地域経済の拡大と雇用の創出を図るものです。

このことについて当局より、「国の経済対策に伴う補正予算であり、時間的制約から、県内の金融機関等に照会し、融資が可能と見込まれるものの中から要件を満たしている企業について事業計画を作成し応募することになった」との説明があり、委員より、「来年度は、企業がこの事業に手を上げるか十分検討できるよう当該事業の特性等を十分に周知していただきたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、県内への周知により各企業が公平に応募できる環境を整えるとともに、金融機関と緊密な連携のもと、採択された企業が発展し、地域経済の拡大と雇用の創出につなげていただくよう要望いたします。

次に、バス路線維持・再構築支援事業についてであります。

このことについて委員より、「地域住民の足であるバス路線は重要であり、維持すべきだが、減額する理由は何か」との質疑があり、当

局より、「この事業は、車両減価償却費やバス運行費等を補助するものだが、車両の導入方法が購入からリースに変更になったことや、導入時期に変更があったこと、また廃止路線代替バスの補助系統数が減少したこと等により減額となった」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、県民の足となるバス路線については、今後、高齢化が進んでいく中で交通弱者がふえてくることが想定されるので、バス事業者や市町村と連携し、引き続き維持できるよう取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、県有施設維持整備基金積立金についてであります。

このことについて委員より、「今回、67億円の積み立てとなるが、防災拠点庁舎を見込んだものか」との質疑があり、当局より、「159億円の残高見込みとなるが、防災拠点庁舎だけでなく、今後想定される公共施設等の老朽化対策に備える意味もある」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、防災拠点庁舎のみならず、想定される公共施設等の老朽化対策を勘案し、財政負担に事前に備えるとともに、県有施設の現況や将来の見通しを考慮した更新や統廃合、長寿命化等を計画的に行うよう要望いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○福田作弥議長 次は、厚生常任委員会、新見昌安委員長。

○新見昌安議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第60号外2件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審

査結果表のとおり、いずれも全会一致により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部所管の補正予算についてであります。

今回の補正予算は、一般会計で61億1,200万円余の減額補正であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた福祉保健部の補正後の予算額は950億3,600万円余となります。

このうち、新規事業「地域少子化対策強化交付金事業」についてであります。

この事業は、国の平成25年度補正予算において、「好循環実現のための経済対策」の一環として、地域における少子化対策の強化のための地域少子化対策強化交付金が創設されたことを受け、当該事業を活用し、県及び市町村が連携しながら、地域の実情に応じた結婚、妊娠、出産、子育ての切れ目ない支援を行うことにより、誰もが安心して子供を産み育てられる環境づくりの推進を図るものであります。

このことについて委員より、「市町村の事業計画においてどのような取り組みがあるか」との質疑があり、当局より、「例えば子育て家庭が必要とする身近な情報を取りまとめた育児マップなどを作成する計画がある」との答弁がありました。

また、このことについて別の委員より、「核家族化の進行等により、特に母親の育児への負担感が大きくなる中、例えば地域の子育て支援施設に関する情報を提供するなど、より具体的な子育て支援対策となるよう、事業の効果的な執行に努めていただきたい」との要望がありました。

次に、新規事業「医療施設スプリンクラー等

整備事業」についてであります。

この事業は、平成25年10月11日未明に福岡市内の有床診療所で発生した火災事故を踏まえた緊急対策として、医療施設の行うスプリンクラー等の整備を支援することにより、防火体制の充実を図るものであります。

このことについて委員より、「当該事業は翌年度に繰り越されるとのことだが、新年度予算ではなく今年度予算に反映させた理由は何か」との質疑があり、当局より、「事業の性質が命にかかわるものであるため、少しでも早く取り組める体制をとったところである」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、早期に事業化したことは評価できるものであり、多くの医療施設で当該事業の活用が促進されるよう、関係機関へ広く周知を図ることを要望いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○福田作弥議長 次は、商工建設常任委員会、黒木正一委員長。

○黒木正一議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第60号外7件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で28億8,700万円余、特別会計で2,400万円余の減額補正であります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた商工

観光労働部の補正後の予算額は469億2,600万円余となります。

このうち、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業についてであります。

このことについて委員より、「当該事業の市町村補助事業において、市町村の活用が進んでいないものもあるのではないか」との質疑があり、当局より、「事業の要件によっては市町村の事業実施取り組みに差が見られるため、市町村に対し助言を行うなど、積極的な活用をお願いしているところである」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、雇用の拡大や処遇の改善は本県にとって大きな課題であることから、引き続き、市町村に対する事業実施に関する助言等を積極的に行っていただき、当該基金の効果的な利用促進を図られるよう要望いたします。

次に、県土整備部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で97億3,900万円余、特別会計で2億3,200万円余の減額補正であります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた県土整備部の補正後の予算額は658億3,700万円余となります。

このうち、建設産業経営力強化支援事業についてであります。

このことについて委員より、当該事業の新分野進出補助金に関し、当初の交付決定見込み数と実績及び進出分野について質疑があり、当局より、「商工会議所や商工会と連携して働きかけを行ったところではあるが、公共事業の発注量の増加により建設業者が新分野に進出する余力がなかったという状況から、当初見込んだ25件程度に対し、実績としては11件であった。ま

た、進出している分野としては食品加工などの食品関係の分野が多くあったところである」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、建設業者の経営力強化・発展のためにも、新分野進出への働きかけを引き続き行っていただきますよう要望いたします。

次に、レベル1津波に対する要対策箇所の選定についてであります。

当局より、レベル1津波への対策が必要な箇所として、海岸においては約55キロメートル、河川については約43キロメートルを選定したこと、及び今後の事業化への取り組みについて報告がありました。

当委員会といたしましては、防災のみならず、環境や景観、住民生活、観光資源という観点も持って地域住民等との意見交換を十分に行っていただき、今後の事業化を図っていただきますよう要望いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

**○福田作弥議長** 次は、環境農林水産常任委員会、山下博三委員長。

**○山下博三議員** [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第60号外7件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部所管の補正予算についてであります。

今回の補正予算は、一般会計で13億7,700万円

余、特別会計で1,600万円余の増額補正であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた環境森林部の補正後の予算額は322億9,400万円余となります。

このうち、森林整備加速化・林業再生基金についてであります。

このことについて当局より、「この基金を活用した事業内容の一つとして、労働安全衛生規則の改正により、林業機械の運転者席等に危険防止設備の設置が義務づけられたため、その設備設置に対して支援を行う予定である」との説明がありました。

これに関連して委員より、林業従事者の事故の状況について質疑があり、当局より、「一昨年はゼロ件であったが、昨年は6件の死亡事故があった。立木を伐採する際の危険区域への立ち入りなど、労働災害防止のための基本的なルールが遵守されなかったことによる事故が多い」との答弁がありました。

これに対して委員より、「今後、このような事故が起きないように、規則改正による設備設置義務を徹底するとともに、関係者に対する指導を強化していただきたい」との要望がありました。

次に、農政水産部所管の補正予算についてであります。

今回の補正予算は、一般会計で32億6,000万円余、特別会計で1億1,700万円余の減額補正であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた農政水産部の補正後の予算額は360億2,800万円余となります。

次に、みやぎきフードリサーチコンソーシアムの設立についてであります。

これは、全国トップレベルにある本県の残留農薬分析技術を核に、当該技術のさらなる高度

化、産業分野へのさらなる活用の推進、及びこれらを支える人材の育成・確保を目的として、宮崎県を初めとする7機関により新たに設立する任意組織であります。

このことについて委員より、「産学官連携のモデルとなるようしっかりとした体制をつくるとともに、名称を含め県民にわかりやすい組織となるよう検討してほしい」との意見があり、当局より、「人材を初め体制の充実を図るとともに、その打ち出し方についても十分検討し、農家はもとより、県民のためになる組織として育てていきたい」との答弁がありました。

次に、豚流行性下痢の発生状況等についてであります。

このことについて当局より、「昨年12月以降、県内で43件の発生が確認されている。県としては、関係者等への注意喚起のほか県営消毒ポイントの設置など、蔓延防止対策を強化しているところである」との報告がありました。

当委員会といたしましては、口蹄疫や鳥インフルエンザを乗り越えてきた経験を踏まえ、日本一の家畜防疫体制を誇れるよう、さらに体制強化に取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、2月13日から19日までの積雪による農業関係被害等についてであります。

このことについて当局より、「作物の損傷や地鶏等の圧死、園芸用ハウスの破損などの被害があったため、被災農家への支援として、県費による災害資金を緊急に発動したところである。また、国が被災農家への追加支援対策を講じる予定であるので、県においては、その効果的な活用を含め総合的な支援のあり方を検討する」との報告がありました。

これに対して委員より、「被災農家ができる

だけ早く復旧し農業を継続できるよう、ぜひ今後の支援について十分検討していただきたい」との要望がありました。

次に、担い手の育成に向けた県立農業大学校のあり方についてであります。

このことについて委員より、「現在、担い手育成に向けたさまざまな取り組みが行われているが、一方で、担い手育成機関である農業大学校は、入学者数が定員割れしており、時代の変化に対応できていないのではないか」との意見があり、当局より、「就農に自信と誇りを持つ学校づくりを基本として、魅力あるカリキュラムを構築するとともに、積極的なPRに取り組みたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、農業をめぐる環境は急速に変化しているため、今の時代に即した魅力ある農業大学校づくりを目指していただくよう強く要望いたします。

最後に、建設工事における指名競争入札の試行結果の検証と今後の取り扱いについてであります。

このことについて当局より、「26年度においては、試行を通年実施し、今年度実施した試行の枠組みを基本としつつ、試行方法に改善を加えた上でより精緻な検証を行う。また、その試行結果を分析し、次年度以降の方針を決定・公表する」との報告がありました。

当委員会といたしましては、26年度の試行に当たっては、随時試行方法の見直しを行い、27年度以降に透明かつ効率的・合理的な指名競争入札が本格実施されるよう尽力していただくことを要望いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○福田作弥議長 次は、文教警察企業常任委員

会、田口雄二委員長。

○田口雄二議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第60号外1件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、公安委員会所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、執行残等に伴うもので、一般会計で8億5,500万円余の減額補正であります。この結果、公安委員会の補正後の予算額は262億1,200万円余となります。

次に、平成25年の交通事故の概要等についてであります。

このことについて当局より、「昨年の本県での交通事故は、発生件数が1万458件で、亡くなられた方が59人、負傷者が1万2,589人であり、発生件数と負傷者数は前年に比べ減少したものの、死者数が9人増加するという厳しい結果となった。その特徴として、人身事故については、前方不注意や安全不確認等の、いわゆる「てげてげ運転」によるものが多く、時間帯としては朝夕の通勤通学時間帯に多く発生し、交差点及び交差点付近での事故が約半数を占めている。とりわけ死亡事故は、ドライバーの脇見、前方不注意等によるものが最も多くなっている。また、亡くなられた59人中33人が高齢者であり、さらに、その高齢死者33人中、半数近い15人が横断歩道中の事故で、そのうち13人は夜間の事故であった」との報告がありました。

このことについて複数の委員より、高齢者の

交通事故抑止対策について質疑があり、当局より、「緊急対策として、1月20日から今月10日までの50日間、幹線道路沿いの高齢者宅訪問指導や、ドライバーが薄暮から早朝にかけての走行時にライトを小まめに切りかえることを呼びかける「高齢歩行者死亡事故抑止50日作戦」を展開しているところである。今後も、地道な高齢者宅の訪問指導や交通安全教育車等を活用した体験型の安全教育、また、「高齢者交通安全情報ネットワークみやざき」等の関係機関と連携した広報啓発活動等を推進するなど、より効果的な高齢者の交通事故抑止対策に積極的に取り組んでいく」との答弁がありました。

次に、教育委員会所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、執行残及び国の交付決定等に伴うもので、一般会計で53億7,700万円余の減額、育英資金特別会計で2億2,700万円余の増額補正であります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた教育委員会の補正後の予算額は1,027億8,400万円余となります。

このうち、育英資金特別会計についてであります。

これは、国から移管を受けた、高校生に対する奨学金貸し付けに係る交付金が当初の見込みを上回ったことから、一般会計から繰り入れを行うものであります。

このことについて委員より、今後の原資となる貸付返還金の状況について質疑があり、当局より、「徴収事務の専任職員の増員や連帯保証人等に対する催告の強化、また、本年度から導入した口座振替制度や長期滞納者への法的措置などにより、若干ではあるが改善している状況である」との答弁がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。



す。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 以上で常任委員長の審査結果報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

---

◎ 討 論

○福田作弥議長 これより討論に入ります。

討論についての発言時間は、議会運営委員会の決定どおり1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。

議案第60号「平成25年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)」について、賛成する立場で討論を行います。

今回の補正は、一般会計で82億5,110万4,000円の増額補正です。うち185億7,565万5,000円が国の経済対策の実施に伴う経費とされています。しかし、今回の補正も、国庫負担の決定に伴うもの、執行残に伴うものとする多額の減額補正が見られます。特に民生費においては、高齢者医療対策費、国民健康保険助成費、介護保険対策費などでの減額です。こうした福祉関連予算は、県民の健康や暮らしに直接かかわるものだけに、その執行に当たっては、単に見込みが下がったからなどとするにとどめず、市町村とも連携を密にして、日常的に県民の生活状況を把握し、制度の周知徹底も図りながら、地方自治体本来の役割である、県民の福祉・健康の増進、暮らしの向上に寄与できるような予算執行を行うことが必要であることを指摘しておきたいと思います。

また、今回の補正では、職員の人件費である職員費の減額が、給与減額措置によるものとし

て多額に及んでいます。これは、地方公務員の給与について、昨年、国から国家公務員の給与減額措置に準じて減額するよう要請されたことを受けて、平均6%の減額実施をしたことによるものです。職員給与削減での影響は約30億円に上がることが試算されておりました。私は、このデフレの状況の中で給与削減はすべきでないと反対をいたしました。今回の補正では減額総額は約60億円余に及んでいます。地域経済への影響は避けられないのではないのでしょうか。

今回の国の経済対策による補正は、平成26年度の予算と一体に進められるもので、4月からの消費税増税実施による腰折れ対策の要素を含むものです。こうした増税対策を講じなければならぬこと自体、矛盾であり、問題だと言わなければなりません。本補正予算は、道路や河川の整備、造林等に措置され、有床診療所等のスプリンクラー整備への支援や少子化対策、次世代施設園芸拠点整備などにも充てられており、必要性もあります。また、交付金による既存基金への積み増し等も行われ、雇用対策や子育て支援等の施策にも充てられています。実質、これらの事業は新年度での実施となるものですが、真に県民福祉の充実や地域経済の活性化につながるよう、迅速な手だてで生きた予算の使い方になることを期待して、本補正予算に賛成することを述べて、討論といたします。

〔降壇〕

○福田作弥議長 以上で討論は終わりました。

---

◎ 議案第60号から第81号まで採決

○福田作弥議長 これより採決に入ります。

議案第60号から第81号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可

決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**福田作弥議長** 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

あすからの日程をお知らせいたします。

明日11日から18日までは、常任委員会、特別委員会等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、19日午前10時開会、平成26年度当初予算関係議案等についての常任委員長の審査結果報告から採決まで、及び特別委員長の調査結果報告であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時33分散会

3月19日（水）

# 平成 26 年 3 月 19 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

## 出席議員 (38 名)

2 番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有岡浩一	(愛みやざき)
4 番	凶師博規	(同)
5 番	西村賢	(同)
6 番	黒木正一	(自由民主党)
7 番	内村仁子	(同)
8 番	岩下斌彦	(同)
9 番	後藤哲朗	(同)
10 番	右松隆央	(同)
11 番	二見康之	(同)
12 番	清山知憲	(同)
13 番	福田作弥	(同)
14 番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
15 番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)
16 番	渡辺創	(県民連合宮崎)
17 番	田口雄二	(同)
18 番	高橋透	(同)
19 番	星原透	(自由民主党)
20 番	蓬原正三	(同)
21 番	井本英雄	(同)
22 番	中野一則	(同)
23 番	中野廣明	(同)
24 番	横田照夫	(同)
25 番	十屋幸平	(同)
26 番	山下博三	(同)
27 番	徳重忠夫	(無所属クラブ)
28 番	新見昌安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太田清海	(県民連合宮崎)
30 番	井上紀代子	(同)
31 番	鳥飼謙二	(同)
32 番	緒嶋雅晃	(自由民主党)
33 番	松村悟郎	(同)
34 番	押川修一郎	(同)
35 番	宮原義久	(同)
36 番	外山三博	(同)
37 番	坂口博美	(同)
38 番	中村幸一	(同)
39 番	丸山裕次郎	(同)

## 地方自治法第 121 条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	稲用博美
副知事	内田欽也
総合政策部長	土持正弘
総務部長	四本孝
危機管理統括監	橋本憲次郎
福祉保健部長	佐藤健司
環境森林部長	堀野誠
商工観光労働部長	茂雄二
農政水産部長	緒方文彦
県土整備部長	大田原宣治
会計管理者	梅原誠史
企業局長	濱砂公一
病院局長	濱渡砂亮
財政課長	福田直子
教育委員長	齊藤和子
教育長	飛田洋子
公安委員長	藤田紀子
警察本部長	白川靖浩
代表監査委員	宮本尊
人事委員長	村社秀繼

## 事務局職員出席者

事務局局長	田原新一
事務局次長兼総務課長	山内武則
議事課長	福嶋幸徳
政策調査課長	佐野詔藏
議事課長補佐	内野浩一朗
議事担当主幹	伊豆雅広
議事課主査	川本英治
議事課主任主事	川崎一臣

◎ 常任委員長審査結果報告（議案第1号から第59号まで及び請願）

○福田作弥議長 ただいまの出席議員38名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決まで、及び特別委員長の調査結果報告であります。

まず、議案第1号から第59号までの各号議案、請願第45号及び第46号並びに継続審査中の請願第26号、第30号、第38号及び第41-1号を一括議題といたします。

ただいまから常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、内村仁子委員長。

○内村仁子議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外10件及び新規請願1件の計12件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、請願第30号、第38号については賛成多数により、第45号については賛成少数により、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成26年度当初予算の概要についてであります。

今回提案されました平成26年度一般会計の予算規模は5,733億1,200万円で、前年度当初予算に対して72億1,200万円、1.3%の増となっております。また、特別会計については、前年度と

比較して1.4%の増、公営企業会計については2.9%の増となっております。

当初予算の特徴としましては、財政改革を推進しながら、本県が将来にわたって持続的に発展するための基盤づくりに取り組むとともに、本県を支える人材の育成、成長産業の育成・加速化、防災・減災対策などを図る「東九州の新時代へ～みやざき飛躍予算」として編成されているところであります。

歳入では、まず、自主財源については、県税収入が、税率改正に伴う地方消費税の増等により、前年度と比較して3.3%の増、繰入金、基金からの繰り入れの増により2.7%の増となっております。

また、依存財源については、地方交付税が0.8%の増、臨時財政対策債が8.7%の減となり、それらを合計した実質的な地方交付税額が0.8%の減、また、地方譲与税が地方法人特別譲与税の増等により28.3%の増となっております。

なお、県債残高については、平成26年度末では1兆245億円程度で、今年度末と比較して141億円程度の減となり、臨時財政対策債及び口蹄疫対策転貸債等を除く県債残高については5,345億円程度で、今年度末と比較して288億円程度の減となる見込みであります。

一方、歳出では、引き続き社会保障関係費が増加する中、最終年度となる第三期財政改革推進計画を踏まえ、人件費の削減や投資的経費の重点化、事務事業の徹底した見直し、財源確保策の積極的な推進が図られるとともに、重点施策を積極的に推進するため、総額100億円の地域経済活性化・防災対策特別枠を設け、公共事業の追加措置等を行っております。

収支不足については201億円程度となり、中期財政見通しと比較して圧縮したものの、社会保

障関係費が増加した影響等により、基金の多額の取り崩しが必要となり、財源調整のための基金の平成26年度末残高は、254億円程度となる見込みであります。

次に、総合政策部所管の平成26年度当初予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は、一般会計と特別会計を合わせ144億500万円余で、前年度と比較して2.6%の増となっております。

このうち、新規事業「みやぎき人財づくり基金設置事業」についてであります。

これは、本県の将来を担い、地域を支える人材の育成・活躍を支援することにより、産業や地域の活性化を図るため、平成26年度から30年度までを事業実施期間とする総額20億円の「みやぎき人財づくり基金」を設置するものであります。

このことについて委員より、「ソフト事業の具体的な方向性についてはどう考えているのか」との質疑があり、当局より、「今後の具体的な推進方法等については、次のアクションプランの策定とあわせ、検討していきたい」との答弁がありました。

また、関連して別の委員より、「財政当局と協調した上で、総合政策部が全体を調整しながら事業推進を図っていただきたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、本格的な少子高齢・人口減社会に真正面から向き合う上で、人材づくりは欠かすことのできない方策の一つであるため、積極的に推進するとともに、本県経済の活性化に努め、すばらしい人材が持続的に活躍できる地域社会を構築していただくよう要望いたします。

次に、みやぎきフードビジネス雇用創出プロ

ジェクト事業についてであります。

このことについて委員より、「現在の状況はどうか」との質疑があり、当局より、「計画では、25年度で60人、26年度で360人、27年度で803人、3年間の合計で1,223人の雇用が創出されることを目標としているが、現在の進捗としては、25年度実績が174名であったことから、前倒しで雇用が生み出されていると認識している」との答弁がありました。

また、関連して別の委員より、「フードビジネス関連企業への就職支援の対象者として障がい者を含めたことを評価している。引き続きマッチングを推進していただきたい」との要望がありました。

次に、県立芸術劇場の管理運営についてであります。

このことについて委員より、「県民全体の財産だが、宮崎市民以外の住民はどの程度訪れているか」との質疑があり、当局より、「各コンサートのアンケートによると、宮崎市民の利用が7割となっているため、県全体に劇場の効果が波及するよう、県内各地でのミニコンサート等の事業に取り組んでいる」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、県立芸術劇場を多額の経費をかけて管理運営する以上は、県民全体の財産であるとの認識を強く持ち、本県の文化振興の拠点として十分に活用することで、その効果を県内全域に及ぼし、一人でも多くの県民がすばらしい芸術に触れることができるよう努めていただくことを要望いたします。

次に、総務部所管の平成26年度当初予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は、一般会計と特別会計を合わせ2,505億7,700万円余

で、前年度と比較して2.8%の増となっております。

次に、防災拠点庁舎整備事業についてであります。

これは、防災拠点庁舎を整備するため、基本構想の策定、基本・実施設計を行うものであります。

このことについて委員より、「委託に当たっては、県内企業を優先するのか」との質疑があり、当局より、「今回のような大規模な建物の調査や設計においては、必要となる技術等を考慮すると、県外企業となる場合があるが、設計におけるJV方式の採用など、県内企業が参加できる方法も検討したい」との答弁がありました。

また、関連して別の委員より、「限界があるとは思いますが、個別の建物の配置だけを考えるのではなく、敷地全体の将来的な利用を念頭に置いて事業を進めていただきたい」との要望がありました。

次に、宮崎県地域防災計画における原子力災害対策編の新設についてであります。

これは、東日本大震災における東京電力福島第一原子力発電所の事故を契機として、国において、原子力災害対策特別措置法の改正や原子力災害対策指針が決定されたことで、地域防災計画にその趣旨を盛り込むことが求められるとともに、原子力災害対策重点区域を有する都道府県等には、当該計画の中に原子力災害対策編を定めることが義務づけられたものであります。

このことについて当局より、「本県の区域が原子力災害対策重点区域に該当するかどうか、現段階では国の判断は示されていないが、万一の事態に備えて、現段階でできる限りの対策や

方針を定めておくことが重要であり、本県においても原子力災害対策編を新設したい」との説明があり、委員より、「最も近い鹿児島県の川内原子力発電所だけでなく、愛媛県の伊方原子力発電所、佐賀県の玄海原子力発電所で災害が発生した場合も想定していただきたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、国の定める原子力災害対策重点区域に本県が含まれるかどうかにかかわらず、これまでの事故を教訓として、地域防災計画に原子力災害対策編を新設していただくとともに、必要な訓練を効果的に実施するなど、引き続き、地域防災計画の実効性を高めていただきますよう要望いたします。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、厚生常任委員会、新見昌安委員長。

○新見昌安議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外11件及び新規請願1件の計13件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致により決定いたしました。

また、採択いたしました請願第46号に基づき、「手話言語法」制定を求める意見書を発議することといたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部所管の平成26年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせ998億7,700万円余で、前年度と比較して1.5%の増となっております。

このうち、民生委員・児童委員についてであります。

このことについて委員より、「地域の民生委員・児童委員を知らない人も多い。例えば県や市町村の広報紙等で紹介を行うなど、広く周知していただきたい」との要望がありました。

また、このことに関連して別の委員より、「ボランティアで活動していただいているもの、高齢者世帯の見守りや児童虐待防止の取り組みなど、その活動は広範囲にわたり、内容も多様化する傾向にあるため、活動費用の面も含めて負担感が大きいと聞いている。活動実態を踏まえ、国に対して処遇改善の要望をすべきではないか」との質疑があり、当局より、「国に対して、民生委員の実情を訴えながら、委員活動費や地区民生委員協議会への負担金についても改善を求めていくとともに、地域の中で活動しやすい環境を整備していきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、民生委員・児童委員の活動の充実に向けた課題等の実態を明らかにするとともに、活動環境の整備に向けた関係機関への働きかけを行うよう要望いたします。

次に、新規事業「地域で見守る「こころの健康サポーター」養成事業」についてであります。

このことについて委員より、「例えば、その

地域をよく知るキーパーソンが核となり見守りをお願いするなど、地域ごとの特性に応じた自殺対策が必要ではないか」との質疑があり、当局より、「これまで総合的な対策として、啓発事業や相談事業に取り組んできたところであるが、地域の実情に応じた対策を講ずる必要があることから、今年度新たな取り組みとして、5市町において、自殺対策に関する独自の実態調査及び行動計画の策定を行っているところである」との答弁がありました。

次に、新規事業「ひきこもり対策推進事業」についてであります。

この事業は、「ひきこもり地域支援センター」を設置するなど体制を整備し、関係機関と連携を図りながら、ひきこもり対策を推進するものであります。

このことについて委員より、「ひきこもり相談センターや、ひきこもり地域支援センターとはどのようなものか」との質疑があり、当局より、「相談センターは、ひきこもりの相談に特化した窓口として設置するものであるが、相談支援だけでは対応が難しいケースも考えられるため、訪問支援等継続的な支援を行う機関として地域支援センターを設置する。今後、この2つのセンターが中心となり、保健所や市町村等関係機関と綿密な連携を図ることで、ひきこもり対策の充実を図っていく」との答弁がありました。

また、このことに関連して別の委員より、「ひきこもりの問題は、対象者と接触できただけでも前進したと言われるほど、その対応は難しい。両センターを設置することで、体制を整備していくことは評価できるため、関係機関と連携を図りながら粘り強く取り組んでいただきたい」との要望がありました。



次に、新規事業「動物愛護センター共同設置事業」についてであります。

このことについて委員より、「宮崎市と共同で設置する場合の財政負担はどれぐらいを想定しているか」との質疑があり、当局より、「例えば、収容する犬・猫の比率で支出割合を算定する方法が考えられるが、土地の選定や建設費用も含め、今後、専門家や関係機関等で構成する協議会を設置し、当該センターの整備構想を策定したい」との答弁があり、委員より、「当該センターの設置については大いに期待しているところであり、殺処分数が減少するよう取り組みを推進していただきたい」との要望がありました。

次に、新規事業「「育児の日」推進事業」についてであります。

このことについて委員より、「毎月19日を「育児の日」と定めているとのことだが、以前から取り組まれている「家庭の日」との区別が難しい。どう整理されているのか」との質疑があり、当局より、「「育児の日」は、子育てを社会全体で支える環境づくりを推進することを目的としており、「家庭の日」は、青少年の健全な育成に関し、家庭の役割について理解を深めることを目的としている。それぞれの取り組みが重なる部分もあるため、連携を図りながら「育児の日」における取り組みの充実を図りたい」との答弁があり、委員より、「「日本一の子育て・子育て立県」を目指し、しっかりとした効果が出るよう、取り組みを進めていただきたい」との要望がありました。

次に、福祉保健部における健康づくりの今後の取り組みについてであります。

このことについて委員より、「少子高齢化に伴い、年金や医療・介護などの社会保障関係費

が急激に増加していく中、福祉保健部の予算も伸びていくと考えられる。例えば、県民運動の一環として健康寿命を延ばし、社会保障関係費を抑制するという観点から、治療から予防に重点を置いた施策を打ち出してはどうか」との質疑があり、当局より、「健康で生活できる期間、いわゆる健康寿命を延ばすことは大変重要であるとする。健康寿命の延伸に向けたさまざまな事業を展開する必要があることから、例えば、「健康長寿日本一」という大きな目標を掲げた施策を打ち出すなど、あらゆる方策を検討していきたい」との答弁がありました。

次に、病院局所管の平成26年度予算についてであります。

今回提案されました県立病院事業会計予算の収益的収支は、収益296億4,400万円余、費用299億5,800万円余であり、収益から費用を差し引いた収支は3億1,300万円余の赤字であります。これは、前年度当初予算に比べて3億3,000万円余の収支悪化となっておりますが、元県立富養園解体に伴う特別損失を除くと1,100万円余の黒字であり、ほぼ前年度並みとなっております。

このうち、高度医療専門人材育成事業についてであります。

このことについて委員より、「当該事業のうち、特に、がんプロフェッショナル薬剤師養成事業については、専門資格者を5年間で10名程度養成するとのことだが、さらに増員してはどうか」との意見があり、当局より、「病院の機能を維持向上させていく上でも、増員を含めた体制充実を図っていきたい」との答弁があり、委員より、「チーム医療の重要性が高まる中、それを担う看護師や薬剤師等の医療スタッフの充実がより重要となってくるため、重点的に事業を進めていただきたい」との要望がありまし

た。

また、このことに関連して別の委員より、「診療報酬の加算を目指す取り組みがふえているが、病院局という組織を設置して取り組まれてきたことによる効果として評価できる」との意見がありました。

最後に、病院事業費用についてであります。

このことについて委員より、「後発医薬品の使用は促進されているか」との質疑があり、当局より、「後発医薬品の使用が促進されるほど収益は高まるため、各病院とも使用促進に努めているところであるが、引き続き努力していく必要がある」との答弁があり、委員より、「経費節減の観点から、効果が同じものについては、使用促進に向けてさらなる努力をしていただきたい」との要望がありました。

また、このことに関連して別の委員より、「材料費や経費等の節減について尽力されていると思われるが、今後も引き続きさまざまな方策を検討し、さらなる経営改善に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、商工建設常任委員会、黒木正一委員長。

○黒木正一議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外14件であります。慎重に審査をい

たしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部所管の平成26年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は、一般会計と特別会計を合わせて448億4,400万円余であり、前年度と比較して9.8%の減となっております。

このうち、新規事業「「神話のふるさとみやざき」プロモーション映像制作事業」についてであります。

このことについて委員より、プロモーション映像の活用方法についての質疑があり、当局より、「平成25年度に作成したプロモーション映像は、ネット配信を中心に、県内外での講演会等のイベント会場で活用してきたところであり、ことしの4月から6月にかけて、全日空の国際線で機内放送していただける予定となっている。来年度は、映像の作品数をふやし、活用方を広げていきたい」との答弁がありました。

当委員会としましては、当該事業を含む記紀編さん1300年記念事業は、2020年までの長期間の取り組みとなることから、引き続き、関係部局、団体等との連携を深め、さらなる機運の醸成、県内外での認知度向上を図っていただきますよう要望いたします。

次に、新規事業「東九州自動車道を活用した観光誘客促進事業」についてであります。

この事業は、東九州自動車道の開通を契機として、北部九州や四国地方等を主なターゲットに、大分県と共同して観光PR等を行うとともに

に、大分県に向けて、本県の魅力及び新たな観光ルート等を情報発信し、東九州自動車道を活用した誘客促進を図るものであります。

このことについて委員より、高速道路の定額利用及び乗りおり自由ができる周遊型割引の実施に向けたNEXCO西日本との協議状況及び実施計画についての質疑があり、当局より、「この取り組みは、九州ではまだ実施されたことのない新たな取り組みであることから、昨年からの協議を進めており、現在、おおむね内諾をいただいているところである。また、実施期間においては、東九州自動車道の利用者の多くが本県に立ち寄っていただくためにも、県内各地でのイベントを集中実施するなどの方策を検討しているところである」との答弁がありました。

これに対して委員より、「できるだけ多くの利用客が宮崎県内に立ち寄っていただくよう、新たな観光ルートを提案するドライブマップの充実を図っていただきたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、当該事業は、県内の観光振興、地域活性化に大きく寄与することと期待できることから、関係市町村・団体との連携を密にし、事業を実施していただきますよう要望いたします。

次に、使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

このことについて委員より、「改正の内容が、消費税率引き上げによるものを初め、機器の新規購入や補助金削減等に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正によるものなど、多岐にわたっている。使用料・手数料の増額は、県民への負担増を強いることとなるので、県民の理解を得るためにも、改正の理由に

については詳細な説明をしていただきたい」との要望がありました。

次に、県土整備部所管の平成26年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は、一般会計と特別会計を合わせて737億5,900万円余であり、前年度と比較して0.6%の減となっております。

このうち、新規事業「観光みやぎきの再勢公園施設改修事業」についてであります。

この事業は、本県を代表する観光地として重要な役割を果たしている県立平和台公園と県立青島亜熱帯植物園において、老朽化した施設の再整備を行うことにより、観光地としてのさらなる魅力アップを図るものであります。

このことについて複数の委員より、「平和台公園にある平和の塔は、日本書紀に記される神武天皇の即位から2600年に当たる昭和15年に建設された貴重な歴史的建築物である。安全性の確保、人材確保、石こうレリーフの保存方法など、多くの課題はあるが、観光資源としての活用も考えられるため、内部公開の今後のあり方を検討してほしい」との要望がありました。

また、別の委員より、青島亜熱帯植物園再整備計画の内容についての質疑があり、当局より、「来年度は、現在分散している大温室、管理棟、トイレを一カ所に集中し、室内でのイベントが可能となる施設に再整備することとしている。大温室の植物の移しかえに当たっては、シンガポール等海外の貴重な植物も多くあることから、委員会等を立ち上げ、専門家の意見を聞きながら進めてまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、青島亜熱帯植物園の来園者増加を図ることはもちろんのこと、

宮崎市における青島地域活性化基本計画の今後の展開を注視しながら、商工観光労働部、宮崎市、地元住民とも連携を図り、青島全体の観光振興の将来を見据えて整備等に取り組んでいただきますよう要望いたします。

次に、新規事業「建築物耐震化促進事業」についてであります。

この事業は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正され、大規模建築物の耐震診断が義務化されたことに伴い、大地震の際に多数の生命に影響を及ぼす大規模民間建築物の耐震診断に対する支援等を行うものであります。

このことについて委員より、「県内で対象となるホテル、百貨店は何棟あり、いつまでに耐震診断結果を報告しなければならないのか」との質疑があり、当局より、「対象となっている建物は17棟程度であり、耐震診断結果報告は、平成27年12月31日までに所管行政庁に報告することが法で定められている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、東九州自動車道の開通により、観光振興、誘客促進が期待される中、本県宿泊者の受け入れ体制確保は重要な課題であることから、耐震診断により改修が必要となった場合の支援のあり方について、今後検討していただきますよう要望いたします。

次に、建設産業の人材育成についてであります。

このことについて委員より、「昨年度の緊急経済対策により、公共事業の発注が増加したものの、建設産業における技術者の不足という課題が浮き彫りになり、入札不調・不落の原因になったとも考えられるが、どのように対策を講じていくのか」との質疑があり、当局より、「入札の不調・不落については、発注時期の調

整等により対応してきたところであるが、技術者の養成についても、関係団体と連携し、県産業開発青年隊の充実や、建築・土木系の高校に対する建設業界のPRに努めるなど、人材の育成・確保に力を入れていきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、職業訓練施設や教育委員会など他部局とも連携を図っていただき、長期的な視点で建設産業の人材育成に引き続き取り組んでいただきますよう要望いたします。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、環境農林水産常任委員会、山下博三委員長。

○山下博三議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外12件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第1号、第22号、第23号、第43号、第57号及び第58号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部所管の平成26年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は、一般

会計と特別会計を合わせて263億2,800万円余で、前年度と比較して2.3%の減となっております。

このうち、エネルギー対策推進費についてであります。

これは、新エネルギー対策の総合的な推進に要する経費であり、住宅用太陽光発電システム設置者への融資や、多くの方が集まる民間施設に自家消費目的で新エネルギー設備を設置する際の補助事業などに取り組むものであります。

当委員会といたしましては、住宅用太陽光発電は環境に優しく、また、災害時にも大いに役立つことが期待されるものであるため、今後とも世帯普及率日本一を目指して、さらなる導入促進に努めていただくよう要望いたします。

次に、新規事業「単独処理浄化槽転換促進補助事業」についてであります。

これは、環境負荷が大きい単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を促進するため、単独処理浄化槽の撤去費用の補助や、啓発を行うものであります。

このことについて委員より、「いまだ8万基以上の単独処理浄化槽が残っているとのことであるので、各市町村と連携して数値目標を立てるなど、計画的かつ、より積極的に転換を進めていただきたい」との要望がありました。

次に、新規事業「森林バイオマス地域再生事業」についてであります。

この事業は、林地残材の利用を林家等の利益につなげるため、林地残材等を集積する中間土場の設置など、発電施設等に対する効率的な木質バイオマスの供給体制の構築に対して支援を行うものであります。

このことについて委員より、木質バイオマスの供給体制整備の現状について質疑があり、当

局より、「行政が中心となって立ち上げた各地域の5つの協議会において、効率的な収集運搬について議論を行っており、既に中間土場の具体的な設置場所の検討に入っているところもある」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、需要に見合った木質バイオマスを効率的かつ安定的に供給できる集荷・流通体制を構築し、林家等の所得向上につなげていただくよう、強く要望いたします。

次に、新規事業「特用林産物新ブランド確立事業」についてであります。

このことについて当局より、「全国第3位の生産量を誇る県産備長炭のブランド統一や、販売力・生産体制の強化を図るとともに、山菜類の新たな作目を導入するための技術習得や販促活動への支援を行う」との説明がありました。

これに対して委員より、「本県特有の産品を見出し、それを新ブランドとして確立するなど、特用林産物の生産振興にさらに尽力していただきたい」との要望がありました。

次に、農政水産部所管の平成26年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は、一般会計と特別会計を合わせて414億9,200万円余で、前年度と比較して9.4%の増となっております。

このうち、新規事業「産地経営体モデル育成事業」についてであります。

これは、新たな取り組みや規模拡大の意欲を有する産地をモデルとして選定し、経営プラン策定から実行までを支援することにより、産地改革の原動力となる産地経営体に発展させることを目指し、各産地における課題等を検証する取り組みであります。

このことについて当局より、「国の農業・農村政策の転換が図られようとしている今、新たな担い手像の明確化、育成が最も大きな課題であるため、この事業により、今後の新しい担い手育成の方向性を模索していこうと考えている」との説明がありました。

当委員会といたしましては、間もなく農地中間管理機構が動き出しますが、本県において当機構が機能を発揮し、農地の集積が円滑に進むためには、農地の借り手の確保が大変重要であるので、その人材育成に積極的に取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、新規事業「フードビジネスを支える環境保全農業革新事業」についてであります。

これは、フードビジネスの推進を支えるため、農業生産工程管理の高度化や、残留農薬分析技術の開発等に取り組むものであります。

これに関連して委員より、「農産物の高付加価値化や6次産業化をさらに推し進めるなど、フードビジネスの基礎を担う農政水産部として、フードビジネス推進に向けてより積極的に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、鳥獣被害防止対策事業についてであります。

本県における平成24年度野生鳥獣による農林作物等の被害額は、11億円余りと算出されていますが、そのほかに、鳥獣被害を理由として耕作放棄地となった農地など、この被害額に算入されていない被害も少なくないと考えられ、特に中山間地域では非常に深刻な状況が続いております。

当委員会といたしましては、今後とも、積極的に鳥獣被害対策に取り組んでいただくよう強く要望いたします。

次に、予算の早期執行についてであります。

このことについて委員より、「公共工事に係る予算執行については、できるだけ速やかに行うべきだと考えるが、基本的な姿勢を伺いたい」との質疑があり、当局より、「国の経済対策により、来年度も引き続き、多くの公共工事発注が見込まれるが、来年度予算分についても既に可能な範囲で準備行為に着手するなど、早期執行に向けて取り組んでいる」との答弁がありました。

これに対して委員より、「消費税率引き上げに係る景気対策としても、予算の早期執行が重要であると考えるので、今後とも努力していただきたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、多額の予算執行残や年度繰り越しが発生しないよう、確保した予算については、迅速かつ着実に執行していただくことを要望いたします。

次に、T P P協定への対応についてであります。

T P P協定については、いまだ交渉妥結に至らず、現在のところ、いつ、どのような形で結論が出されるかが不透明な状況であります。

当委員会といたしましては、交渉妥結のときに備えて、かねてより、あらゆる角度からの検討を行い、当該交渉の結果いかににかかわらず、本県の農業が力強く発展するよう尽力していただくことを強く要望いたします。

次に、事業説明資料等における片仮名語の多用についてであります。

委員会で使用する説明資料等において、非常に多くの片仮名語が使われており、意味がわかりにくい例が数多く見受けられます。

当委員会といたしましては、安易に片仮名語を多用せず、県民にわかりやすい言葉の選び方

に十分配慮していただくよう要望いたします。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。〔降壇〕（拍手）

○福田作弥議長 次は、文教警察企業常任委員会、田口雄二委員長。

○田口雄二議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外17件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、公安委員会所管の平成26年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は、一般会計277億6,800万円余であり、前年度と比較して2.6%の増となっております。

このうち、新規事業「災害に強く環境に優しい信号機等整備事業」についてであります。

この事業は、災害対応上重要な主要幹線道路の信号機に電池式電源付加装置を設置し、信号灯器をLED化するとともに、新設道路の交差点に反感応式やプログラム多段式の信号機を設置することにより、災害対策や道路交通の安全と円滑化を図るものであります。

このことに関連し委員より、「この事業を含め、信号機等の整備に要する経費として15

億6,600万円余が計上されているが、信号機設置の要望とその対応状況はどうなっているのか」との質疑があり、当局より、「現在、約380件の要望があり、全て現地を確認している。設置に当たっては、交通事故の発生状況や道路形状、学校等周辺施設の状況などについて検討し、その緊急性、必要性を勘案した上で決定している。しかしながら、現在、県内には約2,400基の信号機があり、信号柱や信号灯器の交換など、そのメンテナンスに多額の経費を要することから、以前に比べ新規の設置数は少なくなっている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、財政状況が厳しい中ではありますが、信号機の設置については、必要箇所の的確な把握に努め、早急な整備が必要な箇所にはしっかりと対応するとともに、交通量に応じ感応式の信号機等を導入するなど、交通事故抑止や交通の円滑化を図る一層の取り組みを要望いたします。

次に、企業局所管の平成26年度公営企業会計予算についてであります。

まず、電気事業会計予算についてであります。収益的収支は、事業収益49億9,800万円余、事業費43億6,500万円余で、事業収益から事業費を差し引いた収支残は6億3,300万円余であります。

次に、工業用水道事業会計予算については、同じく事業収益7億7,700万円余、事業費3億6,000万円余で、収支残は4億1,700万円余であります。

次に、地域振興事業会計予算については、同じく事業収益5,800万円余、事業費2,100万円余で、収支残は3,600万円余であります。

このうち、新規事業「日南ダム発電所建設工事」についてであります。

これは、企業局における新エネルギー導入事業の一環として、県内の治水ダムでは初めて、日南ダムに小水力発電設備を設置することにより、本県の地域特性を生かした、環境に優しい新エネルギーの有効活用を図るものであります。

このことについて委員より、「日南ダム発電所の売電収入は、年間どのくらいを見込んでいるのか。また、採算性はどうか」との質疑があり、当局より、「固定価格買い取り制度により、年間約7,000万円の収入を見込んでいることから、約12年で事業費は回収できる見込みである」との答弁がありました。

また、このことに関連し別の委員より、「小水力発電を導入するには、どの程度の水量や落差が必要か」との質疑があり、当局より、「出力は落差と流量に比例する。例えば、100キロワットの出力を得るには、落差が10メートルであれば1秒間におおむね1トンの流量が必要であり、年間を通して水の量が安定していることが必要である」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、近年の電力情勢を踏まえ、水資源を有効に活用することは環境面においても大変有意義なことから、引き続き、小水力発電の導入可能性について調査を行うなど、さらなる経営基盤の強化に向けた取り組みを要望いたします。

次に、新規事業「一ツ瀬川県民ゴルフ場利用者100万人達成記念事業」についてであります。

この事業は、平成2年の開業からの利用者が延べ100万人に達することを記念し、県民への利益還元やゴルフ場のPR・利用促進を図るため、記念事業を行うものであります。

このことについて委員より、「当ゴルフ場については、民間との競合もあり、厳しい利用状

況であるが、一方、地元においては、高齢者を初め、多くの方々に利用していただいております、河川環境の面も含め、地元への貢献度は非常に高いと思っている。今後も多くの方に利用していただけるよう、この記念事業においてしっかりとPRするとともに、新たな利用者の開拓にも努めていただきたい」との要望がありました。

次に、教育委員会所管の平成26年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算の規模は、一般会計と特別会計を合わせて1,096億1,000万円余であり、前年度と比較して1.6%の増となっております。

このうちの、新規事業「いじめ問題の解決に向けた外部専門家活用事業」並びに議案第52号「宮崎県いじめ問題対策連絡協議会条例」及び議案第53号「宮崎県いじめ問題対策委員会条例」についてであります。

これは、「いじめ防止対策推進法」の施行を受けて、外部専門家によるいじめ防止等のための組織体制を構築し、学校だけでは解決困難な事案に対し、迅速に対処するものであります。

このことについて委員より、「今回、関係機関等の連携を図るための連絡協議会や、教育委員会の附属機関として実効的な対策を行う委員会等を設置するが、宮崎県いじめ防止基本方針に掲げる「学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制構築」については、どう進めていくのか」との質疑があり、当局より、「学校単位で設置しているいじめ不登校対策委員会や学校評議員会等を活用し、地域の方々を交えて議論するなど、各学校の実情に即した取り組みで対応することとしている」との答弁がありました。



また、このことに関連して別の委員より、「保護者から学校への相談があった際は、その相談に至る背景を探るなど、学校の対応は慎重であるべきと思うが」との意見があり、当局から、「子供の声、保護者の声に真摯に耳を傾けることが重要であり、そういう姿勢で取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

さらに、委員より、「今後の社会生活においては、みずから解決策を導き出す能力や知識も必要となってくると思うが」との意見があり、当局より、「子供たちには、コミュニケーション能力も含め、みずから切り開き自立していきける力を、総合的に身につけさせる必要があると考える」との答弁がありました。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

---

## ◎ 討 論

○福田作弥議長 これより討論に入ります。

討論についての発言時間は、議会運営委員会の決定どおり1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。まず、田口雄二議員。

○田口雄二議員〔登壇〕(拍手) 県民連合宮崎の田口雄二です。

私は、請願第45号「特定秘密保護法廃止を求

める意見書提出の請願」の不採択に対しまして、反対の立場から討論を行います。

特定秘密保護法に関しては、平成24年の衆議院選挙、昨年の参議院選挙の自民党の公約には一切触れられておりません。そして、参議院選後の臨時国会においても、安倍総理は所信表明で一言も触れなかった特定秘密保護法案を、唐突に国会に提案しました。

この法案の審議過程では、衆議院の福島県での地方公聴会で、陳述人の全てが「反対」や「慎重審議」を求めたにもかかわらず、自公両党が翌日の特別委員会で強行採決しました。地方公聴会を行う意味は何があったのか。それまで法案の中身がよくわからず、おぼろげに心配していた国民の怒りと不安の声が急速に大きいものになりました。しかし、そのような国民の怒りや不安は無視され、衆議院、参議院の両院ともに与党は強行採決で成立させました。

臨時国会が終了し、その夜の記者会見で、国会の審議が不十分だったという批判が強く、報道各社の世論調査でもそれは数字にあらわれている。安倍総理は、批判の原因の自己分析を新聞記者に求められました。すると、総理は、信じられないような答弁をいたしております。

まず、厳しい世論については、「国民の皆様のかげりである」と、謙虚にそして真摯に受けとめなければならない。私自身ももっともっと丁寧に時間をとって説明すべきだった。反省している」と記者に答えたのです。臨時国会が閉会し、また特定秘密保護法が成立し、ほっとしたのか、つい本音が出てしまいました。

国会でこの法案の論議や説明が大幅に不足していると野党からあれほど指摘され、また、国民への十分な説明を強く求められたにもかかわらず、もう十分な議論をしたと圧倒的な数の力

で野党の要求は突っぱねられました。国民にはこの法律の恐ろしさを十分に認識させる前に成立させたと思えません。

余りにも拙速に進めたのは、森まさこ特命担当大臣の迷走する答弁にもあらわれており、気の毒なほどしどろもどろ状態でした。しかし、担当大臣の人選の決め手が、皮肉にも「法律の専門家の弁護士で法律に精通しているから」でした。与党内でもろくに議論されずに、とにかく法案成立が最優先されたことは明らかでした。

この特定秘密保護法とは、防衛、外交、特定有害活動の防止、テロ活動の防止の4つの分野の情報について、国や国民の安全の確保を図る観点から、特に秘匿することが必要であるものを「特定秘密」として指定し、その漏えい防止によって国及び国民の安全確保に資することを目的としています。

この法律は、国家公務員が特定秘密を漏えいした場合、最高10年の懲役が科されます。一般の守秘義務違反、防衛機密漏えいについて定めた国家公務員法の1年以下、自衛隊法の5年以下をはるかに上回る罰則を規定し、さらに、特定秘密に携わる民間企業の従業員にも懲役5年以下の罰則を定めています。

もちろん、私どもも、外交や防衛等の秘密保護が必要なことは十分承知いたしております。しかし、この法案は、誰が、どのような情報を、どのように管理していくのかが実に曖昧で、国民の知る権利、報道の自由が制限される可能性が高く、国民に不安が広がっています。

大きな問題点は、特定秘密の範囲に余りにもグレーゾーンが多過ぎ、限りなく拡大解釈が可能であることです。現在の国家公務員法、自衛隊法などの秘密保護法制ではどこに問題があっ

たのか、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれのある情報とはどのような範囲なのか、また、特定秘密の基準が政府の恣意で、つまり政府の都合のいい判断で策定されるのではないか、特定秘密が情報公開を阻害しないか、危惧されるところであります。

また、秘密指定の無期限化のおそれがあります。秘密指定の有効期間は5年ですが、5年の延長が可能です。しかも、通算30年以上になるときに内閣の承認を求める規定があり、内閣が公開を承認しなければ、いつまでも秘密にしておくことができます。武器や暗号等の7項目は最長60年としています。また、国会への情報提供が、行政機関のトップの判断で国会議員への秘密の開示・不開示が決められ、国会審議が事実上、行政府にコントロールされるおそれもあります。

指定できる対象は徹底して絞り込み、明確にしなければなりません。今まさに、安倍総理が、憲法の解釈変更で集団的自衛権の行使容認を目指そうとしていますが、法律は成立すると、時の政権に都合よく拡大解釈され得るものです。秘密の対象は必要最小限にとどめるべきです。

昨年この特定秘密保護法案が審議されていたときに、元自民党幹事長の野中広務さんは、「今、戦争の足音が聞こえてくると言っても過言ではありません。こそくな政治が行われている。秘密保護法案を、与党と野党の一部との修正協議で衆議院を通過させようとしている。我々が恐れた昔の大政翼賛会のようなものです。そら恐ろしいことです」と、ある講演会でこの法案の恐ろしさを、そしてこのときの成り行きを批判しています。

法曹界や学者、研究者、言論界などから、多

くの廃止や見直しの声が成立直後から上がっています。私たちは、この特定秘密保護法は余りにも危険で、国民の知る権利が脅かされ、報道の自由や表現の自由が侵害され、制限される可能性が高く、また、民主主義の根幹を揺るがす重大な内容を含んでおりながら、十分に議論が尽くされたとは到底言えません。この特定秘密保護法は、将来において大きな禍根を残すのではないかと心配でなりません。

このようなことから、私ども県民連合宮崎は、請願第45号「特定秘密保護法廃止を求める意見書提出の請願」に賛成の立場で強く訴えるものであります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党の前屋敷恵美でございます。

今議会に提出されました議案及び請願に対する討論を行います。

まず、議案第1号「平成26年度宮崎県一般会計予算」、議案第9号、第10号、第19号、第20号、第22号から第33号、及び第43号、第44号、第57号から第59号について、反対の立場から討論を行います。

議案第1号「平成26年度宮崎県一般会計予算」については、南海トラフ巨大地震や自然災害等に対する防災・減災対策、学校老朽化対策など、必要な施策が盛り込まれてはおりますが、問題は、4月からの消費税8%への増税を国言いなりに認め、県の使用料・利用料に増税分を転嫁していることです。県民の新たな負担をふやすものであり、認められません。

県の公共施設等の使用料や利用料への消費税上乗せで、新たな県民負担は約4,300万円に及ぶ

と試算されています。しかも消費税率引き上げに伴い、県が行う物品等の購入、建設工事の発注などでの税負担、歳出は大幅にふえることとなります。しかし、県は、相当額の負担増になるとしか明らかにされませんが、この相当額がどれほどの歳出になるのかわからないでは、健全な財政運営とは言えないのではないのでしょうか。

今や、県民所得は全国最下位という状況にあります。社会保障と税の一体改革に基づく消費税増税により、8兆円にも及ぶ国民負担が負わされる一方で、年金や医療、生活保護など、社会保障の給付削減を行おうとしており、社会保障の財政確保という建前は実質破綻していると言っても過言ではありません。

アベノミクスの経済政策などによる生活必需品の高騰で暮らしは大変です。賃金も上がらず、家計消費がふえないのは当然のことです。こうしたときに消費税増税が追い打ちをかければ、暮らしへの影響や地域経済への影響は深刻なものにならざるを得ません。県は、県民の暮らしや地域経済を守る上からも、消費税増税は中止する立場に立つべきではないのでしょうか。

今回、提案されている消費税の公共料金上乘せですが、消費税法第60条で、消費税を転嫁しても、県は国に消費税を納める必要はないことになっています。そうであるならなおさらのこと、県民の暮らしを守る立場に立って、公共料金への消費税転嫁はやめるべきです。

第2に、福祉・医療の問題です。特に、国保の広域化が進められようとする中で、国民健康保険について、保険料が高過ぎて払えない滞納世帯がふえ、保険証のない世帯が病院にかかれな深刻な事態の中で、命にかかわる問題が生じています。その解消のためにも、市町村国保

に対する県の法定分以外の助成について手当てすることを、真剣に考えることが求められていると思います。

また、介護保険の改定で、本来必要な介護サービスが十分提供されない事態が危惧されます。とりわけ、特別養護老人ホーム等への入所基準が上げられ、施設整備は実態から大きく立ちおくれているにもかかわらず、これまでの4,000名を超える入所待機者は切り捨てられようとしています。こうした人としての尊厳を守ることや、県民の暮らしの痛みにもっと心を寄せた施策、予算が必要です。

また、新年度予算では、太陽光発電システム導入促進事業の中止がなされ、予算の全額がカットされました。しかし、この事業は、文字どおり、個人が行うエネルギーの地産地消を推進し、安全な自然エネルギーを促進させ、県民の関心をより高め、啓発にもつながるものとして、大きく効果を上げてきたと思います。同事業の継続を強く求めたいと思います。

議案第9号、第10号、第19号、第20号、第22号から第33号、及び第43号、第44号については、消費税増税に関連する議案であるため、県民への負担増につながる点で反対するものです。

次に、議案第57号から第59号については、林道事業、農政水産関係建設事業、土木事業の執行に伴う市町村負担金徴収についてです。本来、国や県の直轄事業については、それぞれが責任を持って事業を執行することが当然であって、市町村財政を圧迫させないためにも、負担金の徴収はすべきでないと考えます。

次に、請願についてです。

継続請願の第26号「小・中・高の30人以下学級等の実現、義務教育費国庫負担制度の拡充・

復元について、国に意見書の提出を求める請願」が、不採択と報告されました。子供たちの健やかな成長を願い、子供たちが安心して学ぶための環境の整備や、教育費の父母負担の軽減を求めるものです。子供たちの健全な成長に何が必要なかをしっかりと受けとめ、不採択とすることなく、採択を求めるものです。

また、再度継続審査とされた請願第30号「個人保証の原則廃止を求める意見書を政府等に提出することを求める請願」については、全ての会派が紹介議員となって提出されたものです。既に1年が経過し、5回の委員会審査が行われてきました。請願者の意は十分に酌み取られたものと思います。採択を強く求めるものです。

最後に、新規請願第45号「特定秘密保護法廃止を求める意見書提出の請願」についてです。

委員会審査では不採択と報告されましたが、同請願の採択を求めます。

秘密保護法の問題点は、第1に、特定秘密の指定が政府に委ねられ、政府の恣意的判断で勝手に決められることです。国民は、何が秘密かも秘密にされる社会の中で、自分が近づいた情報の中身もわからないまま処罰され得ることです。政府が幾ら「特定秘密の範囲は、別表で防衛、外交などに限定されている」と繰り返しても、秘密指定の要件が「我が国の安全保障にとって著しく支障を与えるおそれがある」という広範かつ曖昧なものである以上、際限なく指定されるおそれがあることは明白です。

第2に、懲役10年の重罰と威嚇や、適正評価の名によるプライバシー侵害と権力の監視にさらされるのは、限られた公務員のことさらな漏えい行為だけでなく、広く国民の普通の日常とその自由であり、報道の自由だということです。

こうした重罰法規は、それだけで言論・表現の自由を萎縮させ、民主主義社会をその土台から掘り崩し、日本を暗黒社会にするものです。

第3に、特定秘密と指定されれば、情報の国会への提供さえ政府の裁量に委ねられるばかりか、秘密会に提供された秘密を同僚議員に話すだけでも重罰にかけるなど、国会の国政調査権、議員の質問権さえ乱暴に侵すものです。

このように、特定秘密保護法は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義という日本国憲法の基本原理を根底から覆すものです。

かつて、軍機保護法、治安維持法の体制下、大本営発表で、真実を知らせず、国民を戦争へと駆り立てていったあの戦争の過ちを繰り返してはなりません。まさに特定秘密保護法は、日本を戦争する国にする一里塚であり、廃止する以外にありません。

こうした立場から、請願第45号に賛成するものです。

したがって、不採択とする委員長報告には同意できず、採択するよう強く求めるものです。

議員各位の、県民の声をしっかり受けとめた賢明な御判断を切に求めて、討論を終わります。以上です。(拍手) [降壇]

○福田作弥議長 以上で討論は終わりました。

---

◎ 議案第1号、第9号、第10号、第19号、第20号、第22号から第33号まで、第43号、第44号及び第57号から第59号まで採決

○福田作弥議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号、第9号、第10号、第19号、第20号、第22号から第33号まで、第43号、第44号及び第57号から第59号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○福田作弥議長 起立多数。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 議案第2号から第8号まで、第11号から第18号まで、第21号、第34号から第42号まで、及び第45号から第56号まで採決

○福田作弥議長 次に、議案第2号から第8号まで、第11号から第18号まで、第21号、第34号から第42号まで、及び第45号から第56号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 請願第26号採決

○福田作弥議長 次に、請願第26号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○福田作弥議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

---

◎ 請願第45号採決

○福田作弥議長 次に、請願第45号についてお

諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○福田作弥議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

---

◎ 請願第46号採決

○福田作弥議長 次に、請願第46号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員長の報告のとおり採択されました。

---

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○福田作弥議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第30号についてお諮りいたします。

本請願を委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○福田作弥議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第38号についてお諮りいたしま

す。

本請願を委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○福田作弥議長 起立多数。よって、本請願は委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第41-1号についてお諮りいたします。

本請願を委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○福田作弥議長 起立多数。よって、本請願は委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りしました請願を除く閉会中の継続調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

◎ 特別委員長調査結果報告

○福田作弥議長 次に、特別委員会の報告を議題といたします。

ただいまから特別委員長の調査結果報告を求めます。まず、成長産業・T P P対策特別委員会、岩下斌彦委員長。

○岩下斌彦議員〔登壇〕（拍手） 当委員会では、成長産業・T P P対策に関する所要の調査活動を行ってきたところであります。

その活動経過につきましては、お手元に配付

の報告書のとおりでございますが、その概要について御報告申し上げます。

最近の我が国の経済情勢は、いわゆるアベノミクスの効果等により、株価上昇、円高是正など、緩やかな回復基調の動きが見られており、県内経済は、九州財務局宮崎事務所の経済情勢報告などによると、ようやく明るい兆しが出始めたとされております。

県においては、地域経済・産業全体の活力向上を図る取り組みを、官民一体となって有機的・重点的に進めていく共有の指針として、「復興から新たな成長に向けた基本方針」を平成25年2月に策定し、平成25年度以降の県政運営の基軸としています。

当委員会では、同方針で成長産業として定めた取り組み分野のうち、特に、今年度集中的に審査し、県の施策に積極的に県民の声を反映させるべき分野として、「フードビジネスの展開と取り組みに関すること」「海外戦略の取り組みに関すること」「新エネルギーの利活用による産業振興に関すること」を調査事項といたしました。

また、平成25年3月に、安倍総理大臣が交渉参加を表明したTPP協定は、本県の基幹産業である農業はもとより、県内産業に広く影響を及ぼすことが懸念されることから、「TPP協定の本県への影響とその対策に関すること」についても調査事項とし、所要の調査を行ってきました。

まず、調査の大きな柱の一つである成長産業は、言うまでもなく、今後の本県の産業や雇用の核となるものです。

産業振興に関しては、本県議会の過去の特別委員会でも、さまざまな切り口で調査活動を行っておりますが、今回、当委員会が成長産業

の調査事項とした3つの分野に関しては、これまで議論されてきた産業振興策が具体的なプロジェクトとして動き出したもので、今後の展開に大きな関心を寄せているところです。

調査項目の1つ目の「フードビジネスの展開と取り組みに関すること」については、成功の鍵は、民間力の喚起であることが当委員会の共通認識です。フードビジネス振興構想の推進期間中に積極的に県内民間企業を育成・強化し、行政からの支援がストップした後も、その活力が維持していけるような環境整備が必要です。

そのためには、県内の生産者や加工業者などについて体系的に現状把握を行った上で、情報を一元的に集約し、生産者、加工者、販売者のマッチングに活用することや、現在、整備を進めているフードオープンラボなどを活用した技術支援に積極的に取り組む必要があると考えます。

委員会で調査を行った青森県や鹿児島県を初め、他県においても、本県同様、農林水産業を軸にした食産業の充実強化の取り組みが積極的に進められております。

また、委員から、「フードビジネスは、これまで取り組んできた農商工連携、6次産業化の取り組みとどう違うのか」という指摘もあり、県からは、これまでの取り組みとの違いとして、明確な目標を定めた上で県全体の戦略として位置づけたことや、マーケット・インの視点を入れたことなどの説明がありました。

県においては、全庁的な取り組みであることを十分生かし、従来の取り組みから一步踏み込んで、県内の生産者、食品製造業者、流通販売業者の連携の強化や、以前から本県の弱点として指摘されている流通・販売対策に積極的に取り組むとともに、国の採択を受けた戦略産業雇

用創造プロジェクトの補助金を活用した外部人材の活用等により、フードビジネスプロジェクトの目指す姿に掲げている「生産者所得の向上」「雇用の創出」などにつなげるよう要望します。

調査項目2つ目の「海外戦略の取り組みに関すること」については、縮小に向かう国内市場だけでは展望が開けないことから、国においても、農林水産物、食料品の輸出を2020年までに1兆円に倍増させる目標を掲げています。既に、国内の産地間競争や価格競争が東アジアでも展開されている状況です。

県では、平成25年4月に、商工観光労働部に「観光物産・東アジア戦略局」を設置するとともに、同年6月には県香港事務所を開設し、取り組みを強化しておりますが、委員から、本県の海外戦略の出おくれ感は否めないという指摘もあったところです。

また、九州の中の宮崎県といっても、その存在は小さく、現地での認知度や知名度が向上するためには相当の努力が必要です。海外では、バイヤーなどとの信頼関係を築くには、プライベートの関係者を紹介してもらうのが近道だと言われております。

県上海事務所は、設置から12年が経過し、上海県人会の会員も60名程度となり、上海におけるバイヤーなどとのコネクションも徐々に安定的になりつつある状況とのことです。

これら現地の県人会などの人的ネットワークを大切にしながら、積極的に活用していくとともに、海外で特に重視されているブランド力の強化、効果的な外部人材の活用などの取り組みを積極的に行い、フードビジネスの事業展開と連動した販路拡大につなげるよう要望します。

調査項目3つ目の「新エネルギーの利活用に

よる産業振興に関すること」については、再生可能エネルギー固定価格買い取り制度が追い風となり、太陽光発電や木質バイオマス発電を中心に、民間企業が活発に参入しています。また、本県は、日照時間、年間降水量、杉素材生産量が常に全国上位で、自然資源に大変恵まれていると言えます。

しかしながら、本県の再生可能エネルギー設備認定状況は、平成25年2月末現在で、九州電力管内で5位であり、委員から、「新エネルギー導入の取り組みは、他県と同様のことしかやっていないのではないかと。成長産業として位置づけるのであれば、もっと重点的に取り組むべきではないか」という指摘がありました。

特に、木質バイオマス発電に関しては、厳しい状況に置かれている本県林業・木材産業の振興策として期待されているところですが、課題とされている林地残材の安定供給や価格決定について、県の考え方としては、基本的には、それぞれの事業者が民対民で行うべきとのことでした。

木質バイオマス発電を林業振興策とするのであれば、山元に利益が出るように、例えば、燃料となる木材の価格競争がなされるような場所に発電施設を誘致するなど、長期的な視点に立った政策的な取り組みも必要ではないかと考えます。

また、新エネルギーの利活用に関連して、当委員会が最も着目しているのは、新エネルギーの導入が雇用につながるかという点です。

現地調査等により、メガソーラーや水力発電施設は、関連産業への波及効果は期待されるものの、発電施設そのものには直接雇用は発生しがたいということがわかりました。木質バイオマス発電では、発電所はもとより、木材の収集



・運搬・加工などで、地域に新規雇用が発生することが見込まれております。

現在、県内で複数の木質バイオマス発電施設が計画されておりますが、特に、木材搬出の現場に近い中山間地域の雇用の創出につながるような取り組みを要望します。

もう一つの調査の柱であり、調査項目4つ目の「T P P協定の本県への影響とその対策に関すること」については、本県議会では、T P P協定交渉に関する意見書を6回採択し、県においては、昨年3月にT P P対策本部会議を設置し、その動向を注視しているところですが、先月開催された閣僚会議でも交渉の結論が出ておりません。

また、交渉参加に当たっては、秘密保持契約に同意しているため、提供された情報も非常に少なく、調査活動も、本県農業への影響とその対策の検討にとどまりましたが、宮崎県農業実態調査の結果や、宮崎県農業会議との意見交換により、県内農業従事者に不安が広がっていることがわかりました。

国においては、T P P協定交渉の結果いかんにかかわらず、農業の活性化を図っていくことは極めて重要な課題であるとして、農政改革のグランドデザインである「農林水産業・地域の活力創造プラン」を決定し、今後の方向性を明らかにしました。

これらの国の農政改革を踏まえ、後手に回ることなく、本県の地域特性に合った農業政策を打ち出し、安心して農業に従事できるような環境整備を要望します。

以上を主な提言として報告いたしますが、本県の今後の経済状況は、日本銀行宮崎事務所の「2014年の宮崎県経済の展望」によりますと、海外経済と日本経済が緩やかに回復していく中

で、持ち直しの動きが続くと見込まれております。

また、今月16日には、県政の最重要課題でありました東九州自動車道の宮崎一延岡間が開通しました。今後は、これを物流、企業立地、観光などに最大限に生かし、成果をしっかりと形にしていかななくてはなりません。

このように、本県は、今まさに、地域経済の好循環を実現させる正念場でもありますので、少しでも早く本県の成長産業を軌道に乗せるとともに、T P P協定の動向を見据えながら、国際競争にも負けない農業政策などを打ち出し、本県の地域経済の活性化が図られていくことを強く願ひまして、当委員会の報告といたします。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、大規模災害・防災対策特別委員会、中野一則委員長。

○中野一則議員〔登壇〕(拍手) 当委員会では、大規模災害・防災対策に関する所要の調査活動を行ってきたところであります。

その活動経過につきましては、お手元に配付の報告書のとおりですが、ここで、その概要について御報告申し上げます。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、観測史上最大のマグニチュード9.0の規模であり、死者及び行方不明者は1万8,500人余り、建物の全壊棟数は12万6,000棟余りと、まさに想定外の大災害でありました。去る11日には、大震災発生後丸3年が経過しましたが、いまだ26万7,000人余りの方々が仮設住宅などでの避難生活を送っており、復興への道のりは遠い状況となっています。

平成24年度には、内閣府が南海トラフ巨大地震による被害想定を発表し、南海トラフ全体で、マグニチュード9.0クラスの地震が発生した

場合、全国で死者32万3,000人、本県においても死者4万2,000人という被害が想定されています。

また、近年では、昨年10月に伊豆大島を襲った台風26号、平成24年の九州北部豪雨、そして、本県においては、平成23年の新燃岳の噴火といったさまざまな自然災害が発生しており、県民の生命や財産を守るための対策が急務となっています。

このような状況を踏まえ、当委員会では、「南海トラフ巨大地震に関すること」「その他大規模自然災害に関すること」「防災・減災対策に関すること」の3つを調査事項とし、南海トラフ巨大地震やその他の自然災害に対し、県民の生命や財産を守るためにはどのような対策をとるべきかという観点から、調査を行ってまいりました。

防災・減災対策と一言で申しましても、さまざまな対策があります。当委員会では、調査活動の結果、防災・減災計画、早期避難、防災教育の徹底、防災関係機関との連携強化、災害用備蓄の強化及び支援物資の供給体制の構築の5つに関して、県当局に提言を行うこととしました。

以下、その主な提言につきまして御報告いたします。

まず、防災・減災計画についてですが、宮崎県男女共同参画センターとの意見交換会において、「災害時には男性が意思決定を行い、女性がそれに従って動く」という性別による役割分担が固定化されている現実があるため、「災害対応における女性の役割は大きいことを認識して、女性の意思決定への参画やリーダーとしての活躍を推進することが重要」といった意見をいただいたところです。

また、内閣府では、男女共同参画の視点から、過去の経験をもとに、地方公共団体が災害対応に取り組む際の基本的事項を示した「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を作成しております。

その指針では、事前の備え、予防段階の取り組みとして、地方防災会議の女性委員の役割を高めることや、防災担当部局への女性職員の登用促進に取り組むことなどが必要とされています。

このことについて、本県の状況を見てみると、防災会議における女性委員については、52名中5名であり、防災担当部局における女性職員は皆無という状況です。

県においては、防災・減災対策に男女共同参画の視点を反映するため、県防災会議における女性委員の増員や、防災担当部局への女性職員の登用に努めていただきたいと思います。

また、県では、南海トラフ巨大地震による被害想定を踏まえ、「新・宮崎県地震減災計画」を昨年12月に公表しました。減災計画では、早期避難率と建物の耐震化率を向上させることにより、死者8,600人、建物の全壊・全焼棟数を5万8,000棟にまで軽減できるとしているところであります。

この計画に対し、委員からは、「市町村や県民が進捗管理できるように、具体性を持たせた減災計画にすべき」といった意見が出ました。

当委員会が調査した高知県では、同様の計画において、対策項目ごとに、各年度に実施する取り組みや、その期間を定めた数値目標を明確にしていました。

減災計画は、県を初めとする関係機関が取り組むべき施策をまとめたものであり、県地域防災計画の具体的な対策計画として位置づけられ

ています。そのような計画である以上、進捗状況が誰でも確認できるよう、より実効性のある計画へと見直すべきだと考えます。

次に、早期避難についてですが、東日本大震災においては、早期避難率は約20%程度だったと言われており、早期避難率を上げるためには、県民一人一人の意識の醸成を図ることが必要です。

参考人として招聘しました陸上自衛隊・九州補給処長兼目達原駐屯地司令の川崎陸将補の御意見や、県外調査で伺った、被災地である岩手県釜石市の調査を踏まえ、改めて、各自が確実に逃げるという避難意識の継続的な啓発の必要性を再認識したところです。

県では、セミナーや講演会、出前防災講座の開催を通じ、意識の啓発に努めることとしていますが、シミュレーション映像作成などにより、一層効果的な啓発に努めていただきたいと思います。

次に、防災教育の徹底についてですが、当委員会では、釜石市において、防災教育の取り組みについても調査を行いました。釜石市では、1,040人もの死者・行方不明者が出た一方、学校管理下にいた児童生徒は全て助かり、御存じのとおり、その事実は「釜石の奇跡」とも呼ばれています。

釜石市では、児童生徒への防災教育を徹底するとともに、学校だけでなく、地域や家庭と一体となった防災教育を実施していました。この取り組みは、児童生徒だけでなく、地域の防災力向上につながる取り組みであると感じたところです。

県においては、全ての学校において児童生徒に対する防災教育を徹底するとともに、関係部局が連携して、学校教育だけでなく、家庭や地

域と一体となった防災教育の仕組みづくりに努めていただきたいと思います。

次に、防災関係機関との連携強化についてですが、東日本大震災においては、多数の自衛隊、警察、消防などの防災関係機関が活動を行ったものの、各機関同士の連携が確立しておらず、情報の共有化がなされていなかったことがわかりました。

陸上自衛隊の川崎陸将補からは、東日本大震災において指揮をとられた経験から、「各機関の活動を調和するための一つに、防災機関相互の情報共有の方法をルール化しておくことが必要であり、その統一指揮官は行政だ」との御意見をいただきました。

県では、総合防災訓練などを通じて、関係機関と顔の見える関係を構築しているところですが、今後も、関係機関との連携を深め、より効率的な情報共有の仕組みづくりに努めていただきたいと思います。

次に、災害用備蓄の強化及び支援物資の供給体制の構築についてです。

県や市町村などでは、食料や水などの備蓄を促進しているところですが、行政での備蓄には限界があります。県外調査で伺った岩手県では、東日本大震災の検証において、各家庭や事業所などにおける備蓄が行われていなかったことを反省点の一つとして挙げていました。委員からも、「各家庭や地域における備蓄を促進すべく、さらなる啓発を行うべき」との意見も出たところです。

行政機関などの、いわゆる公助の取り組みだけでは、災害時に全ての被害者に対して支援を行うことは不可能だと言えます。そのために、まず求められるのは、自分の命は自分で守るという自助の取り組み、そして、地域で助け合う

共助の取り組みになります。

県においては、災害用備蓄の促進について、あらゆる機会を捉えて、より一層の普及啓発に努めていただきたいと思います。

また、災害の発生後には、国や全国の自治体、民間企業、個人から多数の支援物資が届くことが想定され、これらの物資を避難所単位に配分するためには、集積する拠点施設と、その物資を供給する手段が必要となります。

岩手県では、集積拠点を1カ所にし、また、拠点の運営を専門家に委託したことにより、支援物資の供給が円滑に行われました。この災害物資物流システムは、国の災害時の物流のモデルケースとなっているところです。

県においては、平時から物資拠点となる施設を選定し、加えて、物流関係団体との協定などの締結により、物資供給手段の確保に努めていただきたいと思います。

以上を委員会報告書の概要として御報告いたしますが、防災・減災対策には、残念ながら完璧という言葉はありません。しかし、ソフト対策とハード対策を組み合わせた重畳的な対策により、被害を限りなくゼロにする努力が必要です。

昨年末に、いわゆる「南海トラフ地震対策特別措置法」が施行され、今後、国における防災・減災対策への支援も加速化するものと思われます。

また、県では、平成26年度の重要施策の柱の一つとして、南海トラフ巨大地震等に備えた防災力の強化や、減災対策等による「安全・安心で魅力ある地域づくり」を掲げているところです。

防災・減災対策は喫緊の課題であり、県議会としても、今後の取り組みを注視していく必要

があると考えます。

最後に、知事がリーダーシップをとり、国、市町村、防災関係機関、そして県民と一体となり、総合的に防災・減災対策を推進することにより、県民の命や財産を守る宮崎県が一日も早く実現することを願ひまして、当委員会の報告といたします。終わります。〔登壇〕（拍手）

○**福田作弥議長** 次は、宮崎のこども対策特別委員会、西村賢委員長。

○**西村 賢議員**〔登壇〕（拍手） 当委員会では、宮崎のこども対策に関する所要の調査活動を行ってまいりました。

その調査結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりですが、ここで、その概要について御報告申し上げます。

全国の児童相談所に寄せられる児童虐待の相談件数は、平成23年度には5万9,919件と年々増加しており、学校におけるいじめ問題の深刻化や、都市部での保育所の待機児童数の集中など、我が国の子供や子育て環境は厳しい現状に置かれています。

その一方で、本県の平成23年における合計特殊出生率は1.68と、6年連続で全国第2位という高い水準にあったほか、厚生労働省が公表した「保育所関連状況取りまとめ」において、本県の保育園・保育所の待機児童数はゼロであることが報告されています。また、民間のシンクタンクが平成19年度、平成22年度に発表した「「いい子どもが育つ」都道府県ランキング」においても、本県が連続して1位となっています。

このように、本県の子ども・子育てをめぐる環境が良好であることを示す指標がある一方で、平成23年における本県の児童虐待の相談件数は410件と、全国と同様に増加傾向にあること

が報告されています。

当委員会として、本県の子ども・子育てをめぐる環境が、実際はどのような現状にあるのかを把握する必要があると考えました。

あわせて、施策に対するニーズは子供の成長に応じて変化しますが、本県において、子供の成長段階に応じたきめ細やかな施策の展開がなされているかを検証する必要性を感じました。

このような認識のもとで、当委員会では、「宮崎のこどもをめぐる環境に関すること」「宮崎のこどものライフステージに応じた施策に関すること」を調査事項に決定し、所要の調査を行ってまいりました。

最初に、調査項目の1つ目である「宮崎のこどもをめぐる環境に関すること」では、ふえ続ける児童虐待への対応についての現状として、平成24年度における本県の児童虐待相談対応件数は443件と、年々増加している状況にあるほか、平成25年7月には、宮崎市において、虐待によって児童が犠牲となる事案が発生しております。

この宮崎市で発生した事案については、近隣住民からの通告がなされなかったために、児童相談所等が必要な支援を行うことができなかったことを伺いました。県内の各児童相談所は、児童虐待が疑われる事案があれば、通告を行うことを呼びかけておりますが、その啓発は県民に対し十分に浸透しているとは言えません。

当委員会は、県に対し、児童の命を守るだけでなく、虐待を繰り返す保護者への支援のきっかけになるという通告の重要性について強く啓発することを要望いたします。また、関連機関が協力して児童虐待の予防と早期発見・対応に取り組めるよう、さらなる連携の強化を図っていただきたいと考えます。

次に、学校におけるいじめ問題への対応について、平成24年に文部科学省が実施した「いじめに関する緊急調査」によりますと、本県では、1,477件のいじめ認知件数が報告されております。

当委員会が調査を行った滋賀県においては、大津市で発生したいじめ自殺事件を踏まえ、滋賀県いじめ対策研究チーム会議を設置し、その中で、いじめ問題の原因や背景には、地域とのつながりの希薄化や、友達や家族との関係、虐待といった家庭問題など、多くの因子が存在しており、問題の解決には、表面上の事象を指導するだけでは効果が上がらないことを指摘しています。その上で、子供が置かれた背景まで含めたケアを行うために、専門家や福祉、医療、司法等との連携した取り組みを進めることを提言しています。

当委員会は、本県においても、関係する部局や専門家、地域の活動などとの十分な連携のもとで、いじめ問題への対応が図られることを要望いたします。

あわせて、県教育委員会が今後実施することとしている県内一斉の「いじめ調査」につきまして、いじめ問題へのさまざまな角度からの対応や指導の徹底、危機意識の共有等を図るためにも、調査項目や方法、調査結果の公表のあり方についての検討をお願いしたいと考えます。

次に、急速に進むネット社会への対応について、県は、インターネットの適正な利用に向け、小学校5年生から高校2年生の児童生徒がいる家庭等を対象に、携帯電話やスマートフォンなどへのフィルタリングサービスの利用を呼びかけています。しかしながら、携帯電話やスマートフォンの所持や利用は、小学校5年生よりも低年齢化していることも考えられることか

ら、県が行う啓発は、利用実態に即して行われるべきと考えます。

加えて、教育委員会が今後取り組むこととしている情報モラル教育の推進に当たっては、各学校での情報モラル教育をコーディネートできる立場の教員の位置づけや、児童生徒の自主的な判断や問題意識の形成を促すような授業などの実施といった取り組みの充実を図っていただきたいと考えます。

次に、子育てへの不安感など、親が抱える問題への対応について、県内に居住する20代から40代の男女3,000人を対象に、県が平成20年度に実施した「結婚・子育て意識調査」によると、66.4%の人が「子育てに関する不安や負担を感じる」と回答しております。

家庭における教育力の低下が問題となる中で、当委員会が調査を行った熊本県は、参加体験型のプログラム「くまもと「親の学び」プログラム」の推進を通じ、乳幼児期からの一貫した家庭教育の支援に取り組んでいました。本県でも、乳幼児期の子供を持つ家庭も含めた家庭教育の支援が図られることを要望いたします。

また、親が抱えるさまざまな不安や問題等の解消、解決に向け、県には、相談体制や支援の一層の充実に取り組んでいただきたいと考えますが、そういった支援や取り組みを必要としている人、必要と判断される人に対して確実に届けるためには、工夫が求められます。情報提供の機会や場所の選定、当委員会が意見交換を行いました「子育てネットワークみやざき」のような子育て支援団体等との協働など、さまざまなアプローチを試みながら、子育てをする親、世帯の支援の充実に取り組んでいただくことを要望いたします。

厳しい経済状況を反映し、本県の生活保護受

給世帯やひとり親世帯の数は年々増加する傾向にあります。生まれや育ちの境遇にかかわらず、子供たちを健全に育てていくことは社会の責務であることから、他県の取り組みも参考にするなど、経済的な支援を必要とする子供・家庭への支援のさらなる充実を図っていただくことを要望いたします。

次に、調査項目の2つ目である「宮崎のこどものライフステージに応じた施策に関すること」では、就学前の児童に対する施策について、県内の幼稚園、保育所、認定こども園といった保育サービスを利用する児童の数は年々増加しており、特に、保育所を利用する児童の数の伸びが大きくなっています。保育の現場では、非常勤やパートの保育士を配置しながら児童数の増加に対応しており、保育士の安定的な確保が課題となっております。

当委員会は、県に対し、県内の幼稚園、保育所、認定こども園などの取り組みへの支援を継続していただくとともに、保育サービスの質を維持するためにも、保育士等の人材確保の取り組みの充実に取り組んでいただくことを要望いたします。

キャリア教育、産業教育の推進について、本県の各学校は、さまざまな形でキャリア教育に取り組んでいます。しかしながら、平成21年3月に本県の高等学校を卒業した生徒の卒業後3年以内の離職率が約41%に上るという現状があることは放置できません。将来の進路に向かって、本県の子供が段階を経ながら目標意識を高めることができるよう、宮崎県キャリア教育ガイドラインの着実な推進を図っていただきたいと考えます。

また、本県の県立高等学校の産業系学科は、現在、企業等との連携や、地域・産業界のニー

ズを踏まえた取り組みを実施しています。その一方で、医療・福祉の分野における介護職のように、労働者を求める企業のニーズに就労希望者の数が達していない現状があります。県に対し、企業や産業界等との連携を深めながら、産業教育のさらなる推進を図っていただきたいと考えます。

当委員会の調査を通じ、一番問題があると感じたのは、子供の人格や成長に一番大きな影響を与える親が、さまざまな不安や問題を抱えながら子育てを行っている現状があることでした。

核家族化や地域とのつながりの希薄化が進む中では、周囲に相談することができないまま、親が子育てをする中で抱えた不安や問題はストレスとして蓄積されやすくなります。そうして蓄積されたストレスは、時として児童虐待を誘発するだけでなく、当委員会が滋賀県で調査を行ったように、不安定な家庭環境は子供にも影響し、学校におけるいじめ問題の要因にもなり得ます。

一方で、県内には、県や市町村の施策や企業のCSR活動、子育て支援団体等が取り組む活動など、親が抱く不安の解消や問題の解決に向けたさまざまな取り組みがあります。それらの取り組みを県内の隅々に行き渡らせるためには、関係する部局や関係機関・団体等との連携、協働が求められると感じました。

当委員会は、今まで申し上げたようなさまざまな提言を行っておりますが、これらの提言が、本県の子供や家族、地域の中で笑顔でいられることの、また、本県の子供が将来の夢に向かって着実に歩を進めることができる一助となることを切に願って、当委員会の報告といたします。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 ここで申し上げます。

時間が12時を過ぎておりますが、このまま議事を続行いたします。

以上で特別委員長の調査結果報告は終わりました。

特別委員長の報告に対する質疑の通告はありません。

---

◎ 議員発議案送付の通知

○福田作弥議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会及び議員から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

---

平成26年 3月19日

宮崎県議会議長 福田 作弥 殿

提出者 議会運営委員長 中野 廣明

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第2号

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境整備及び地域における取組への支援を求める意見書

---

平成26年 3月19日

宮崎県議会議長 福田 作弥 殿

提出者 厚生常任委員長 新見 昌安

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第3号

「手話言語法」制定を求める意見書

---

平成26年 3月19日

宮崎県議会議長 福田 作弥 殿

提出者 宮崎県議会議員 丸山裕次郎  
宮原 義久  
渡辺 創  
河野 哲也  
函師 博規

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第4号

県議会議員の選挙区及び各選挙区において  
選挙すべき議員の数に関する条例の一部を  
改正する条例

---

◎ 議員発議案第2号から第4号まで追加  
上程、採決

○福田作弥議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第2号から第4号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第2号から第4号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 閉 会

○福田作弥議長 以上で今期定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成26年2月定例県議会を閉会いたします。

午後0時3分閉会